

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月7日
【四半期会計期間】	第12期第3四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）
【会社名】	ネットイヤーグループ株式会社
【英訳名】	Netyear Group Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石黒 不二代
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区桜丘町26番1号
【電話番号】	03-5728-0600（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 播本 孝
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区桜丘町26番1号
【電話番号】	03-5728-0580
【事務連絡者氏名】	経理部長 播本 孝
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期 第3四半期 連結累計期間	第12期 第3四半期 連結累計期間	第11期 第3四半期 連結会計期間	第12期 第3四半期 連結会計期間	第11期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高(千円)	2,019,318	2,204,953	616,826	802,175	3,070,146
経常利益又は経常損失() (千円)	86,722	150,857	55,834	50,437	63,826
四半期純損失()又は当期純利益(千円)	92,483	166,228	57,480	47,553	68,962
純資産額(千円)	-	-	1,684,210	1,659,265	1,846,675
総資産額(千円)	-	-	1,928,560	2,004,500	2,157,234
1株当たり純資産額(円)	-	-	25,675.51	25,276.82	28,136.73
1株当たり四半期純損失金額 ()又は1株当たり当期純利益 金額(円)	1,412.31	2,534.01	876.29	724.88	1,052.67
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-	-	1,044.07
自己資本比率(%)	-	-	87.3	82.7	85.6
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	188,085	3,198	-	-	213,148
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	21,101	15,115	-	-	22,333
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	14,831	60,285	-	-	14,848
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	-	-	856,503	952,520	880,317
従業員数(人)	-	-	185	186	171

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、連結子会社である株式会社モバプロネットとネットイヤームーヴ株式会社は、平成22年10月1日付で株式会社モバプロネットを存続会社として合併し、ネットイヤーモビー株式会社に社名変更いたしました。

それ以外に重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	186
---------	-----

（注）1．従業員数は就業人員であり、臨時従業員は、その総数が従業員数の100分の10未満であるため記載していません。

2．従業員数に使用人兼務取締役は含んでいません。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	131
---------	-----

（注）1．従業員数は就業人員であり、臨時従業員は、その総数が従業員数の100分の10未満であるため記載していません。

2．従業員数に使用人兼務取締役は含んでいません。

第2【事業の状況】

当社グループは、「SIPS (Strategic Internet Professional Service) 事業」のみの単一事業を展開しております。SIPS事業とは、企業が抱えるマーケティング等に関する課題に対して、インターネットやウェブサイトを活用した解決策の提案及びその実行を行う事業モデルであります。当社グループは、クライアントとの長期的な関係作りを基盤として、マーケティング戦略策定、ブランディング、ウェブサイト構築・運用、ウェブシステム開発、販売促進の他、インターネットを利用するメディアやツールの開発、販売等のサービスを、一体として総合的に提供しております。

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループの事業内容に、生産に該当する事項がありませんので、生産実績に関する記載はしていません。

(2) 受注状況

当第3四半期連結会計期間における受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同四半期比(%)	受注残高(千円)	前年同四半期比(%)
SIPS事業	1,095,494	-	608,515	-
合計	1,095,494	-	608,515	-

- (注) 1. 当社グループは、SIPS事業の単一セグメントであります。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	前年同四半期比(%)
SIPS事業(千円)	802,175	-
合計(千円)	802,175	-

- (注) 1. 当社グループは、SIPS事業の単一セグメントであります。
 2. 前第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結会計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社イプロス	-	-	166,630	20.8
KDDI株式会社	83,709	13.6	101,887	12.7
三井不動産株式会社	72,613	11.8	27,873	3.5

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、生産や輸出関連の一部に回復の兆しが見られるものの、雇用情勢は大変厳しく、個人消費や企業の設備も低迷を続けており、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような状況の下、当社グループは、期首に策定した当期の運営方針通り、成長ベースのオペレーションを基本方針として、積極的に体制の強化やサービスの拡充、開発投資を進めてまいりました。

体制面に関しましては、平成22年10月1日に、当社の連結子会社である株式会社モバプロネット（平成22年4月に連結子会社化）と、同じく当社の連結子会社であるネットイヤームーヴ株式会社を統合し、モバイル領域の強化と経営の効率化をはかりました。また、ウェブサイトの制作・運用サービスの領域におきましては、当社の連結子会社であるネットイヤークラフト株式会社が、株式会社プロトデータセンター（沖縄県宜野湾市）と業務提携し、大規模ウェブサイトの制作・運用について、高品質で価格競争力のあるサービスを安定的に提供することが可能な体制を構築いたしました。

サービスの強化・拡充に関しましては、平成22年11月に、当社の連結子会社である株式会社トライバルメディアハウスが、株式会社サイバー・コミュニケーションズ（東京都港区）と共同でソーシャルメディアを活用したマーケティング支援サービス「ファンページ・スターターパック」の提供を開始いたしました。また当社におきましては、平成22年12月に、セールス・インチャイナ株式会社（東京都渋谷区）と業務提携し、中国EC市場への参入に関するコンサルティングサービスを開始いたしました。

なお、当社グループのサービスの社会貢献性を表すものとして、当社グループがウェブサイトの制作で支援させて頂いております「グリーンリボンキャンペーンサイト（社団法人日本臓器移植ネットワークをはじめとする関連団体で運営）」が、平成22年12月に、社団法人日本アドバイザーズ協会主催「第50回消費者のためになった広告コンクール」Webサイト部門で金賞を受賞いたしましたことをご報告いたします。

損益面につきましては、第2四半期から遅れていた大型プロジェクトが第3四半期に検収となったこともあり、売上高は増加しましたが、売上増に伴う外注費の増加、今後の成長に向けた採用費やツール開発費の他、賞与引当金繰入額等の増加により、減益となりました。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間の売上高は802百万円（前年同期比30.0%増）、営業損失48百万円（前年同期は営業損失53百万円）、経常損失50百万円（前年同期は経常損失55百万円）、四半期純損失47百万円（前年同期は四半期純損失57百万円）となりました。

第3四半期連結累計期間における四半期業績推移の状況は以下の通りです。

回次	第1四半期 連結会計期間	第2四半期 連結会計期間	第3四半期 連結会計期間	第3四半期 連結累計期間
会計期間	自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	自平成22年7月1日 至平成22年9月30日	自平成22年10月1日 至平成22年12月31日	自平成22年4月1日 至平成22年12月31日
売上高（千円）	549,188	853,588	802,175	2,204,953
営業利益又は営業損失（ ）（千円）	152,294	56,621	48,706	144,379
経常利益又は経常損失（ ）（千円）	155,990	55,570	50,437	150,857
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失（ ）（千円）	170,395	55,525	50,437	165,307
四半期純利益又は四半期純損失（ ）（千円）	171,441	52,765	47,553	166,228

なお、当社グループの事業は、従来より売上高が第2四半期連結会計期間、第4四半期連結会計期間に集中し、特に多くの顧客企業の事業年度末となる第4四半期連結会計期間に偏重する傾向がありますが、経済環境その他の要因によっては、今後もこの傾向が続くとは限りません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、第2四半期連結会計期間末に比べ3百万円増加し、952百万円（前年同期は856百万円）となりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純損失50百万円計上し、減少要因として、たな卸資産の増加額51百万円、仕入債務の減少額42百万円によるもの等があるものの、増加要因として、減価償却費11百万円の計上、売上債権の減少額55百万円等により、3百万円の収入（前年同期は51百万円の収入）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形無形固定資産の取得による支出20百万円（前年同期は3百万円の支出）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、特に記載すべき重要な収入、支出等ございません。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	184,342
計	184,342

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年2月7日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	65,601	65,601	東京証券取引所 マザーズ市場	当社は単元株制度は採用しておりません。
計	65,601	65,601	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成23年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

(平成16年6月25日定時株主総会決議、平成17年6月24日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	2,606
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,606 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	15,000 (注)2、3、4
新株予約権の行使期間	自 平成18年6月26日 至 平成26年6月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 15,000 資本組入額 7,500
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、新株予約権者が当社の取締役又は従業員の地位を失った後、当社監査役に選任され、又は子会社・関連会社の取締役、監査役もしくは従業員に選任・採用された場合、当該新株予約権者は、その在任・在職中に限り、自己に発行された新株予約権を行使することができる。</p> <p>(2) 新株予約権者は、会社の株式がいずれかの証券取引所に上場され取引が開始される日又は日本証券業協会に店頭登録され取引が開始される日まで新株予約権を行使することはできないものとする。</p> <p>(3) 新株予約権が行使可能となった日より1年間は、各新株予約権者は、割当を受けた新株予約権のうち50%以内を上限として、また翌1年間は累積ペースで75%以内を上限として、行使することができる。</p> <p>(4) その他の新株予約権行使の条件は、当社と新株予約権付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

3. 新株予約権発行後、当社が払込金額を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分をする場合（新株予約権の行使による場合を除く）、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」にそれぞれ読み替えるものとする。

4. 当社が合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に払込金額の調整を行うものとする。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権

(平成18年9月12日臨時株主総会決議、平成18年9月26日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	480
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	480 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	38,000 (注)2、3、4
新株予約権の行使期間	自平成20年9月13日 至平成28年9月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 38,000 資本組入額 19,000
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、新株予約権者が当社の取締役又は従業員の地位を失った後、当社監査役に選任され、又は子会社・関連会社の取締役、監査役もしくは従業員に選任・採用された場合、当該新株予約権者は、その在任・在職中に限り、自己に発行された新株予約権を行使することができる。 (2) 新株予約権者は、会社の株式がいずれかの証券取引所に上場され取引が開始される日又は日本証券業協会に店頭登録され取引が開始される日まで新株予約権を行使することはできないものとする。 (3) その他の新株予約権行使の条件は、当社取締役会において決定する。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 割当日後、当社が行使金額を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり行使価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株あたり行使価額」を「1株あたり処分金額」にそれぞれ読み替えるものとする。

4. 割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株式へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(平成19年3月9日臨時株主総会決議、平成19年3月9日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	1,361
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,361 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	38,000 (注)2、3、4
新株予約権の行使期間	自平成21年3月10日 至平成29年3月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 38,000 資本組入額 19,000
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権者は、権利行使時においても当社、当社子会社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、新株予約権者が当社、当社子会社の取締役又は従業員の地位を失った後、当社監査役に選任され、又は子会社・関連会社の取締役、監査役もしくは従業員に選任・採用された場合、その在任・在職中に限り、自己に発行された新株予約権を行使することができる。 (2) 新株予約権者は、会社の株式がいずれかの証券取引所へ上場され取引が開始される日又は日本証券業協会へ店頭登録され取引が開始される日まで新株予約権を行使することができないものとする。 (3) 新株予約権者は、新株予約権が行使可能となった日より1年間は、割当を受けた新株予約権のうち50%以内を上限として、また翌1年間は累積ベースで75%以内を上限として、行使することができる。 (4) その他の新株予約権行使の条件は、当社取締役会にて決定する。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を第三者に譲渡、質入その他一切の処分をすることができないものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 割当日後、当社が行使金額を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり行使価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株あたり行使価額」を「1株あたり処分金額」にそれぞれ読み替えるものとする。

4. 割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株式へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日	-	65,601	-	518,627	-	554,210

(6) 【大株主の状況】

平成22年12月31日現在の株主名簿を確認したところ、当第3四半期会計期間において、大株主の異動はありません。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 65,601	65,601	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	65,601	-	-
総株主の議決権	-	65,601	-

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	40,550	33,700	34,000	24,600	20,470	20,000	16,720	19,800	38,400
最低(円)	25,150	19,100	21,360	19,100	15,500	16,400	13,800	13,500	16,580

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	952,520	880,317
受取手形及び売掛金	436,609	693,406
仕掛品	2 131,122	2 49,933
原材料及び貯蔵品	797	1,094
繰延税金資産	52,415	51,974
その他	60,541	27,908
流動資産合計	1,634,006	1,704,636
固定資産		
有形固定資産	1 68,244	1 80,562
無形固定資産		
のれん	62,665	78,332
その他	50,614	64,462
無形固定資産合計	113,280	142,795
投資その他の資産		
敷金及び保証金	188,968	211,335
その他	0	17,905
投資その他の資産合計	188,968	229,241
固定資産合計	370,493	452,598
資産合計	2,004,500	2,157,234
負債の部		
流動負債		
買掛金	98,951	219,749
1年内返済予定の長期借入金	36,663	-
未払金	55,838	47,402
未払法人税等	3,371	9,408
賞与引当金	41,531	950
受注損失引当金	2 6,624	2 156
その他	38,917	32,892
流動負債合計	281,898	310,559
固定負債		
長期借入金	63,337	-
固定負債合計	63,337	-
負債合計	345,235	310,559
純資産の部		
株主資本		
資本金	518,627	518,590
資本剰余金	599,693	599,656
利益剰余金	539,863	727,410
株主資本合計	1,658,184	1,846,656
少数株主持分	1,080	1,018
純資産合計	1,659,265	1,846,675
負債純資産合計	2,004,500	2,157,234

(2)【四半期連結損益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	2,019,318	2,204,953
売上原価	1,682,782	1,861,830
売上総利益	336,535	343,122
販売費及び一般管理費	421,842	487,502
営業損失()	85,307	144,379
営業外収益		
受取利息	308	240
その他	392	39
営業外収益合計	700	280
営業外費用		
支払利息	-	697
支払手数料	-	1,750
持分法による投資損失	2,115	3,651
その他	0	658
営業外費用合計	2,115	6,757
経常損失()	86,722	150,857
特別利益		
投資有価証券売却益	-	5,746
特別利益合計	-	5,746
特別損失		
固定資産除却損	119	44
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	20,151
特別損失合計	119	20,196
税金等調整前四半期純損失()	86,842	165,307
法人税、住民税及び事業税	2,799	1,300
法人税等調整額	2,841	441
法人税等合計	5,641	859
少数株主損益調整前四半期純損失()	-	166,166
少数株主利益	-	61
四半期純損失()	92,483	166,228

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	616,826	802,175
売上原価	533,964	695,911
売上総利益	82,862	106,264
販売費及び一般管理費	136,513	154,970
営業損失()	53,651	48,706
営業外収益		
受取利息	52	22
その他	259	6
営業外収益合計	311	28
営業外費用		
支払利息	-	447
支払手数料	-	1,312
持分法による投資損失	2,494	-
その他	0	0
営業外費用合計	2,494	1,759
経常損失()	55,834	50,437
特別損失		
固定資産除却損	106	-
特別損失合計	106	-
税金等調整前四半期純損失()	55,940	50,437
法人税、住民税及び事業税	1,294	3,448
法人税等調整額	245	743
法人税等合計	1,540	2,704
少数株主損益調整前四半期純損失()	-	47,732
少数株主損失()	-	179
四半期純損失()	57,480	47,553

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失()	86,842	165,307
減価償却費	44,516	35,776
のれん償却額	15,666	23,553
賞与引当金の増減額(は減少)	27,669	40,581
受注損失引当金の増減額(は減少)	3,222	6,468
固定資産除却損	119	44
受取利息及び受取配当金	308	240
支払利息	-	697
投資有価証券売却損益(は益)	-	5,746
持分法による投資損益(は益)	2,115	3,651
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	20,151
売上債権の増減額(は増加)	445,563	271,763
たな卸資産の増減額(は増加)	148,097	80,891
仕入債務の増減額(は減少)	76,236	121,720
その他の資産の増減額(は増加)	5,326	31,722
その他の負債の増減額(は減少)	24,350	7,262
小計	201,727	4,323
利息及び配当金の受取額	323	247
利息の支払額	-	848
法人税等の支払額	13,964	6,921
営業活動によるキャッシュ・フロー	188,085	3,198
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の売却による収入	-	20,000
有形固定資産の取得による支出	9,894	4,812
無形固定資産の取得による支出	15,704	2,399
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	15,580
敷金及び保証金の回収による収入	4,497	670
貸付金の回収による収入	-	17,829
その他	-	592
投資活動によるキャッシュ・フロー	21,101	15,115
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	-	100,000
長期借入金の返済による支出	-	18,797
株式の発行による収入	5,850	75
配当金の支払額	20,681	20,992
財務活動によるキャッシュ・フロー	14,831	60,285
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	152,152	72,202
現金及び現金同等物の期首残高	704,351	880,317
現金及び現金同等物の四半期末残高	856,503	952,520

【継続企業の前提に関する事項】

当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 （自平成22年4月1日 至平成22年12月31日）
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更</p> <p>株式会社モバプロネットは、平成22年4月28日に同社株式を売買により取得したことにより当社の子会社となったため、平成22年4月1日をみなし取得日として、第1四半期連結会計期間から連結の範囲に含めております。</p> <p>また、当第3四半期連結会計期間において、連結子会社である株式会社モバプロネットとネットイヤームーヴ株式会社は、平成22年10月1日付で株式会社モバプロネットを存続会社として合併し、名称をネットイヤームービー株式会社に変更しております。この合併により、ネットイヤームーヴ株式会社は解散したため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 4社</p>
2. 持分法の適用に関する事項の変更	<p>(1) 持分法適用関連会社の変更</p> <p>株式会社電通ネットイヤーアビームは、平成22年6月22日に当社が所有する株式をすべて売却したため、平成22年6月30日をみなし売却日として、第1四半期連結会計期間末から持分法適用の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の持分法適用関連会社の数 該当無し</p>
3. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間から、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。</p> <p>これにより、営業損失、経常損失はそれぞれ2,214千円増加し、税金等調整前四半期純損失は22,366千円増加しております。</p>

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目で表示しております。
当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目で表示しております。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
1. 固定資産の減価償却費の算定方法	有形固定資産は定率法を採用しており、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分する方法によっております。
2. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断にあたっては、当社グループは、経営環境等に著しい変化が生じておらず、かつ、一時差異等の発生状況について前連結会計年度末から大幅な変動がないため、前連結会計年度末の検討において使用した将来の業績予想やタックス・プランニングを利用しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1.有形固定資産の減価償却累計額は、169,381千円であります。	1.有形固定資産の減価償却累計額は、153,752千円であります。
2.損失の発生が見込まれる受注制作に係る仕掛品と受注損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。 損失の発生が見込まれる受注制作に係る仕掛品のうち、受注損失引当金に対応する額は927千円であります。	2.損失が見込まれる受注制作に係る仕掛品と受注損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。 損失の発生が見込まれる受注制作に係る仕掛品のうち、受注損失引当金に対応する額は129千円あります。

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
役員報酬 60,323千円	役員報酬 75,847千円
給与手当 143,305千円	給与手当 143,810千円
支払手数料 77,086千円	賞与引当金繰入額 14,876千円
	採用費 23,580千円
	支払手数料 79,409千円

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
役員報酬 21,400千円	役員報酬 25,638千円
給与手当 49,047千円	給与手当 49,193千円
支払手数料 23,158千円	賞与引当金繰入額 6,783千円
	採用費 3,770千円
	支払手数料 22,555千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在) (千円)	1.現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在) (千円)
現金及び預金勘定 856,503	現金及び預金勘定 952,520
現金及び現金同等物 856,503	現金及び現金同等物 952,520
	2.当第3四半期連結累計期間中に支配獲得した新規連結子会社が有していた長期借入金の返済による支出であります。

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 65,601株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 - 株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月24日 定時株主総会	普通株式	21,318	325	平成22年3月31日	平成22年6月25日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

全セグメントの売上高の合計、営業損益の合計額に占めるSIPS事業の割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

【セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)及び当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

当社グループは、SIPS事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間から、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

なお、同会計基準第6項に基づき、当社グループにおける事業セグメントは、「SIPS事業」のみの単一セグメントであります。

(金融商品関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

該当事項ありません。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

当社グループは、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

当第3四半期連結会計期間に付与したストック・オプションはありません。

(企業結合等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

共通支配下の取引等

1. 対象となった結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取引の目的

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

株式会社モバプロネット(当社連結子会社) モバイルサービス事業

ネットイヤームーヴ株式会社(当社連結子会社) モバイルソリューション事業

(2) 企業結合日

平成22年10月1日

(3) 企業結合の法的形式

株式会社モバプロネットを存続会社、ネットイヤームーヴ株式会社を消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

ネットイヤーモビー株式会社(当社の連結子会社)

(5) その他取引の概要に関する事項

両社の合併は、当社グループ全体の事業運営と組織の効率化を推進することを目的としております。なお、当社の連結子会社同士の合併でありますので、四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(資産除去債務関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

資産除去債務に著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 25,276.82円	1株当たり純資産額 28,136.73円

2. 1株当たり四半期純損失金額等

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額() 1,412.31円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失金額() 2,534.01円 同左

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
四半期純損失()(千円)	92,483	166,228
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失()(千円)	92,483	166,228
期中平均株式数(株)	65,484	65,599
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額() 876.29円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失金額() 724.88円 同左

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
四半期純損失()(千円)	57,480	47,553
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失()(千円)	57,480	47,553
期中平均株式数(株)	65,596	65,601
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

(リース取引関係)
該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月4日

ネットイヤーグループ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大中 康行 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 阿部 功 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているネットイヤーグループ株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ネットイヤーグループ株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月4日

ネットイヤーグループ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大中 康行 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中桐 光康 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているネットイヤーグループ株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ネットイヤーグループ株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。